

別記様式（第3条、第4条関係）

（表）

# 通 勤 届

八戸地域広域市町村圏事務組合管理者 様

届出 年 月 日

人事主管 課長	課長補佐	班長	主任主査	主査	班員	所属課長	課長補佐	班長	主任主査	主査	班員
------------	------	----	------	----	----	------	------	----	------	----	----

申請者	勤務公署 ( 課 )	住所
	所在地	氏名 印

届出事項	新規（採用・異動・住居の変更） 変更（住居・異動・通勤経路・通勤方法・運賃の負担額）	直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の にレ印を付する。）
発生 年 月 日		

順路	通勤方法 の 別	区 間	距離 (概算) km	所要時間 (概算) 時間 分	乗車券等の		備 考
					種 類	金 額 円	
1		住所から ( 経由 ) まで	・	時間 分			
2		から ( 経由 ) まで					
3		から ( 経由 ) まで					
4		から ( 経由 ) まで					

総通勤距離 2 キロメートル未満の場合交通機関を利用する理由	総通勤距離 (概算) km	総所要時間 (概算) 時間 分
--------------------------------	------------------	--------------------

通勤図の略図（経路朱線）

他に利用できる交通機関がある場合は、その名称及び利用区間運賃の負担額等

- （注）
- 1 通勤方法の別欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、JRO線、バス等の別を記入すること。
  - 2 乗車券等の種類、金額欄には定期券（6箇月等）、10枚綴回数券等の別と、その金額を記入すること。
  - 3 備考欄には、回数券の片道及び月間の使用枚数を記入すること。
  - 4 住居、通勤経路、通勤方法、運賃の負担額等の変更により通勤手当の額が変更になるときは14日以内に提出すること。
  - 5 裏面は記入しないこと。

(裏)

# 認定簿

人事主管課記入欄

	順路	算出の基礎となる交通機関	定期券回数券の別	運賃の額の算出基礎	運賃相当額	1箇月当たりの運賃相当額	認定期間	支給月 (支給月に) (毎月の場合は省略)	
								年 月 日から	年 月 日まで
交通機関利用者				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
					( 箇月 )		年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
					( 箇月 )		年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
					( 箇月 )		年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの運賃相当額の合計									
自動車等利用者		自動車等の額 ( 条例第16条第2項第2号の額 )  自動車等の使用距離 _____ km					年 月 日から 年 月 日まで		
交通機関と自動車等の併用者		規則第9条第1号 第2号 第3号	1箇月当たりの運賃相当額と自動車等の額の合計額						
1箇月当たりの運賃相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃相当額と自動車等の額の合計額が55,000円をこえるとき				55,000円 × [ 箇月 ] = _____ 円			年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
決定事項	支給の該当・非該当の別	条例第16条第1項	該当理由	通勤距離 2 km以上 交通機関 自動車等 自転車等	手当額の決定	条例第16条第2項	第1号 交通機関の運賃相当額 第2号 自動車等の額 規則第8条の2 再任用短時間 ( 通勤所要回数 回 ) 第3号 1号及び2号の合計額 規則第9条 第1号 交通機関の運賃相当額及び自動車等の額等 ( 自動車使用距離 2 km等 ) 第2号 交通機関の運賃相当額等 ( 1箇月当たりの運賃相当額等 自動車等の額 ) 第3号 自動車等の額等 ( 1箇月当たりの運賃相当額等 < 自動車等の額 )		
			非該当理由	通勤距離 2 km未満					
返 納									
返納事由 規則第11条の2第1項				返納事由 発生年月	返納対象 交通機関	払戻金相当額 の算出基礎	払戻金相当額		
第1号 ( 離職、死亡、通勤要件欠如 ) 第2号 ( 通勤経路・通勤方法の変更、運賃の額の変更による額の改定 ) 第3号 ( 休職等、専従、派遣、育休、停職の期間が2月以上 ) 第4号 ( 出張、休暇、欠勤で月の初日から末日まで勤務しない場合 )						円	円		
1箇月当たりの運賃相当額等の合計額が55,000円を越えていた場合 規則第11条の2第2項第2号の月数と同項に掲げる額 ( 算出基礎 )				月	( 算出基礎 )		円		